

議案第37号

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立深沢七丁目もみじ公園及び世田谷区立砧一丁目ろっかく公園を  
設置する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

世田谷区立公園条例（昭和33年4月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部(3)の款世田谷区立深沢五丁目公園の項の次に次のように加える。

世田谷区立深沢七丁目もみじ公園	東京都世田谷区深沢七丁目18番17号
-----------------	--------------------

別表第1の1の部(4)の款世田谷区立砧町公園の項の次に次のように加える。

世田谷区立砧一丁目ろっかく公園	東京都世田谷区砧一丁目30番6号
-----------------	------------------

附 則

この条例は、令和3年3月31日から施行する。